



2014年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社ダイエー  
代表者名 代表取締役社長 村井 正平  
(コード：8263、東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員 荻谷 裕  
(TEL . 03 - 6388 - 7322)

### 株式の分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、2014年3月24日開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更並びに株主優待制度の一部変更について、下記のとおり決議いたしました(以下「本件決議」といいます。)のでお知らせいたします。また、同取締役会において、2014年5月開催予定の第63期定時株主総会に、定款上の種類株式に関する条項を削除することを内容とする定款変更議案(以下「本件定款変更議案」といいます。)を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本件決議については、2014年5月開催予定の第63期定時株主総会において本件定款変更議案が承認可決されることを条件としています。

### 記

#### 1. 株式の分割及び単元株式数の変更の目的

2007年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(以下「本件行動計画」といいます。)の趣旨に鑑み、移行期限である2014年4月1日を徒過するものの、2014年9月1日を効力発生日として当社普通株式の売買単位を100株とすべく、当社普通株式1株を2株に分割(以下「本件株式分割」といいます。)し、単元株式数を50株から100株に変更(以下「本件単元株式数変更」といいます。)いたします。

なお、本件株式分割と本件単元株式数変更を同時に実施するため、投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 期限までの移行が間に合わない理由

全国証券取引所による本件行動計画の公表後、当社は、本件単元株式数変更について検討を重ねてまいりました。この点に関して、当社は、本件単元株式数変更にあたり、株主の権利を維持するため、同時に本件株式分割を行うことを検討しておりましたが、当社が本件株式分割を行うためには、定款に定める発行可能種類株式総数を変更しなければならず、この定款変更は株主総会での特別決議が必要となります。そこで、当社は、移行期限である2014年4月1日までに本

件単元株式数変更を行うべく、2013年5月22日開催の第62期定時株主総会に本件単元株式数変更に必要な議案（発行可能種類株式総数の変更を含みます。）を付議することを検討していましたが、2013年3月27日にイオン株式会社による当社株式等に対する公開買付けが公表され、また、当該公開買付けに関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく公正取引委員会の企業結合審査が開始されたことにより、当社の資本政策の方向性が流動的にならざるを得ない状況となったため、上記第62期定時株主総会での上記議案の付議については断念せざるを得ないと判断いたしました。

その後、上記企業結合審査の完了を受けて上記公開買付けが実施され、これが2013年8月21日に終了したことから、その後速やかに検討を再開し、2014年5月開催予定の第63期定時株主総会において、今後の中期経営計画と併せて本件単元株式数変更に必要な議案を付議することといたしました。

### 3. 本件株式分割

#### (1) 分割の方法

2014年8月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	: 199,038,787 株
株式の分割により増加する株式数	: 199,038,787 株
株式の分割後の発行済株式総数	: 398,077,574 株
株式の分割後の発行可能株式総数	: 614,000,000 株

#### (3) 分割の日程（予定）

基準日設定公告	: 2014年8月15日（金）
基準日	: 2014年8月31日（日）
効力発生日	: 2014年9月1日（月）

（注）2014年8月31日（日）は休日であるため、実質上の基準日は2014年8月29日（金）となります。

### 4. 本件単元株式数変更

#### (1) 変更後の単元株式数

上記「3. 本件株式分割」の効力発生日をもって、本件株式分割と同時に単元株式数を50株から100株に変更いたします。

#### (2) 変更の日程

効力発生日 : 2014年9月1日（月）

（参考）2014年8月27日（水）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は50株から100株に変更されることとなります。

## 5. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

当社は、2013年11月12日に甲種類株式の全株式を取得し、同日に消却いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、今後、甲種類株式を発行する予定もないことから、定款上の種類株式に関する条項を削除し、その他所要の変更を行うものです。

上記のとおり、当社は、2014年3月24日開催の取締役会におきまして、2014年5月開催予定の第63期定時株主総会において本件定款変更議案が承認可決されることを条件に、2014年9月1日を効力発生日として、本件株式分割及び本件単元株式数変更について決議し、また、本件株式分割を可能とするため、発行可能株式総数を307,000,000株から614,000,000株へと変更する旨を決議いたしました。

そこで、上記取締役会決議を踏まえ、当社定款の第6条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）に関し、所要の変更を行うものです。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### (3) 定款変更の日程

上記「(1) 定款変更の理由」の定款変更に係る本件定款変更議案については、2014年5月開催予定の第63期定時株主総会において、これを付議いたします。

第63期定時株主総会開催 : 2014年5月（予定）

定款変更の効力発生日 : 2014年9月1日（月）

## 6. 株主優待制度の一部変更

### (1) 変更の理由

本件株式分割（2014年9月1日（月）効力発生）に伴い、株主優待の基準を変更いたします。変更内容は以下のとおりです。なお、優待内容に実質的な変更はありません。

### (2) 変更の内容

（変更前）

（下線は変更部分を示します。）

ご所有株数	ご優待額
<u>50</u> 株 ~ <u>99</u> 株	お買上額累計20万円まで5%割引=1万円
<u>100</u> 株 ~ <u>149</u> 株	お買上額累計40万円まで5%割引=2万円
<u>150</u> 株 ~ <u>199</u> 株	お買上額累計60万円まで5%割引=3万円
<u>200</u> 株 ~ <u>249</u> 株	お買上額累計80万円まで5%割引=4万円
<u>250</u> 株以上	お買上額累計100万円まで5%割引=5万円

（変更後）

ご所有株数	ご優待額
<u>100</u> 株 ~ <u>199</u> 株	お買上額累計20万円まで5%割引=1万円
<u>200</u> 株 ~ <u>299</u> 株	お買上額累計40万円まで5%割引=2万円

300 株 ~ 399 株	お買上額累計 60 万円まで 5 % 割引= 3 万円
400 株 ~ 499 株	お買上額累計 80 万円まで 5 % 割引= 4 万円
500 株 以上	お買上額累計 100 万円まで 5 % 割引 = 5 万円

( 3 ) 実施時期

上記株主優待制度の基準の変更については、2014 年 8 月 31 日（日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様より実施いたします。

以 上

別紙

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3億700万株とし、当社の普通株式及び甲種類株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ2億700万株及び1億株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、6億1,400万株とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式及び甲種類株式の単元株式数は、50株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>第2章の2 種類株式</p>	<p>[削除]</p>
<p>(甲種類株式)</p> <p>第12条 当社の発行する甲種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1. 当社は、甲種類株式を有する株主(以下「甲種類株式」という。)及び甲種類株式の登録株式質権者(以下「甲種類株登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する資本金の額の全部若しくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。)を超えない部分の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する準備金の額の全部若しくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。)を超えない部分の配当、当社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>2. 当社の残余財産を分配するときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株登録株式質権者」という。)に対し、普通株式1株につき金1,000円(甲種類株式発行後、普通株式につき株式分割、併合又は普通株主に普通株式の無償割当てがあった場合は適切に調整される。)を分配する。</p>	<p>[削除]</p>

現行定款	変更案
<p>前記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通株登録株式質権者及び甲種類株主又は甲種類株登録株式質権者に対し、同順位にて同種類の残余財産の分配を行う。</p> <p>(議決権)</p> <p>3. 甲種類株主は株主総会において議決権を有する。</p> <p>(取得請求権)</p> <p>4. 甲種類株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で当社が甲種類株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第12条の2 当社は、株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及び甲種類株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。</p> <p>当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、甲種類株主には、甲種類株式又は甲種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与えるものとする。</p>	<p>[削除]</p>
<p>第13条～第18条(条文省略)</p>	<p>第12条～第17条(現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第19条 第15条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>[削除]</p>
<p>第20条～第37条(条文省略)</p>	<p>第18条～第35条(現行どおり)</p>